

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める 意見書

数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威を振るい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、京都議定書で公約した二酸化炭素排出量の6%削減達成にあらゆる手を尽くし、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、以上の観点から下記の事項について強く要求するものである。

記

- 1 集中豪雨等に対して人工林の間伐を行い、森林を再生させ、集中豪雨等、災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸侵食対策を積極的に進めること。
- 2 集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にもふやすと同時に、緊急避難が無事できるよう体制を確立すること。
- 3 学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせる教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを、積極的に進めること。
- 4 森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。
- 5 今国会で成立した国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律を実効性のあるものとするため、原子力発電の安全性を確保しつつ、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年 6 月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司